

ケアプランを作成し、サービスを利用します

サービス提供事業者や介護保険施設と契約したり、地域包括支援センターに依頼したりして、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



上手に活用! ポイント!

自分の意志を伝えて、必要なサービスを上手に利用しましょう

ケアプランの主役は本人や家族です。どのように暮らしたいか、自分で何ができるかを積極的に伝えて、自分にとって本当に必要なサービスを利用しましょう。



事業対象者と
判定された方

地域包括支援センターへ依頼

地域包括支援センターにサービス・活動事業のケアプラン作成を依頼します。

届出

ケアプランの作成を依頼したことを、中野区に届け出ます。

サービス・活動事業のケアプランの作成

本人、家族をまじえて検討を行い、ケアプランを作成します。

※住民主体サービス(P16)、シルバーサポート(P17)のみケアプランの作成は原則不要です。

サービス・活動事業の利用

ケアプランにもとづいて、サービス・活動事業を利用します。

利用できる
サービス

16～17ページ

要支援1・2に
認定された方

地域包括支援センターへ依頼

地域包括支援センターに介護予防サービスまたはサービス・活動事業のケアプラン作成を依頼します。
※中野区から指定を受けた一部の居宅介護支援事業者でも介護予防ケアプランを作成できます。

届出

ケアプランの作成を依頼したことを、中野区に届け出ます。

介護予防サービスのケアプランの作成

本人、家族をまじえて検討を行い、ケアプランを作成します。



介護予防サービスの利用

ケアプランにもとづいて、介護予防サービスを利用します。

利用できる
サービス

16～17ページ
18～21ページ
24～28ページ

ケアプランの作成

ケアマネジャーが本人・家族、サービス提供事業者と検討を重ね、ケアプランを作成します。



居宅サービスの利用

サービス提供事業者と契約し、ケアプランにもとづいて居宅サービスを利用します。



利用できる
サービス

18～21ページ
24～28ページ

要介護1～5と認定された方

利用するサービスを選ぶ

居宅サービス
(地域密着型サービスも含む)

居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護へ依頼

居宅介護支援事業所又は小規模多機能型居宅介護を選んで、ケアプランの作成を依頼します。

届出

ケアプランの作成を依頼したことを、中野区に届け出ます。

ケアプランの作成

施設のケアマネジャーが本人に適したケアプランを作成します。



施設サービスの利用

ケアプランにもとづいて、施設サービスを利用します。



利用できる
サービス

22ページ

施設サービス

介護保険施設と契約

希望する施設を選び、直接契約します。



ケアマネジャーってどんな人?

ケアマネジャーは幅広い介護知識をもった専門家で、居宅介護支援事業所等に所属しています。高齢者の自立支援や重症化予防のために生活状況や心身の状態、家族環境などを総合的に把握し、本人に適したケアプランの作成や施設選びなどを行います。